

株式会社八神製作所

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 運営規程

第1条(事業の目的)

株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター静岡(以下事業所)が行う特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者《福祉用具供給事業従事者研修》)が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
3. 事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
4. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第3条(事業所の名称)

- 1.名称 株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルスセンター静岡
- 2.所在地 静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目 10 番 20 号

第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 1.管理者 1 名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- 2.専門相談員 2 名以上(常勤換算)
 - (a)専門的知識に基づき相談に応じる。
 - (b)福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。
 - (c)販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
 - (d)福祉用具の調整を行う。
 - (e)使用方法の指導、修理等を行う。
 - (f)特定福祉用具販売計画又は特定介護予防福祉用具販売計画(以下「福祉用具販売計画等」という)を作成する。

第5条(事業所の営業日及び営業時間)

- 1.営業日 月曜日から金曜日までとする
(定休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末・年始、6月平日最終日)
- 2.営業時間 午前 9 時～午後 5 時

第6条(特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目)

事業の提供方法は、次の通りとする。

1. 事業の提供に当たっては、利用者の身体状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、提供方法を次のとおりとする。
 - ①専門的知識に基づき相談に応じると共に、特定福祉用具等の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。
 - ②特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
 - ③特定福祉用具等の調整を行うと共に、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行う。
 - ④指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売等」という)の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した特定福祉用具販売計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得て交付する。
2. 指定特定福祉用具販売等の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に関わる特定福祉用具の種目に基づいた種目とする。

販売種目	
①腰掛便座	②自動排泄処理装置の交換可能部品
③入浴補助用具	④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分	⑥排泄予測機器

第7条(利用料等)

1. 特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用の額は、カタログのとおりとする。
2. 通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具販売等に要した交通費は、介護報酬の対象外とし、その実費を徴収する。
 - ①通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 1kmごとに 50 円
 - ②特別な搬入による場合 実費
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
4. 事業所が利用者から第 1 項から第 3 項の費用の支払いを受けたときは、事業所の名称、指定特定福祉用具等の品目の名称、販売日並びに料金を記載した証明書及び領収書を利用者に交付する。

第8条(通常の事業実施地域)

事業所の通常の事業実施地域は、以下のとおりとする。

県名	実施地区
静岡県	静岡市(井川、梅島、玉川、大河内、大川、清沢の 6 地区を除く)、藤枝市、焼津市

第9条(衛生管理等)

事業所は衛生的に管理している特定福祉用具等を提供すると共に、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

第10条(緊急時事故等における対応方法)

1. 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに管理者及び主治医に連絡する等の措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
2. 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては介護予防支援事業者)等に連絡すると共に必要な措置を講ずる。
3. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
4. 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第11条(利益供与の禁止)

事業所及びその従業員は、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者またはその従業員等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第12条(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報すること。
- ④ 事業所において、従業員に対して虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- ⑤ 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第13条(苦情処理)

事業所は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速克適切に対応する為に必要な措置を講ずる。

第14条(個人情報の保護)

- 1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得る。

第15条(その他運営についての留意事項)

事業所は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. 職員の研修
 - ① 採用時研修を入社 6 ヶ月以内に行う。
 - ② 継続研修を、年 2～3 回程度実施する。
2. 秘密の保持
 - ① 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 掲示及び目録の備え付け
 - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当な理由なく特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売サービスの提供を拒まない。
5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の福祉用具販売事業者を紹介する等の措置を講じる。
6. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
8. 居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供すると共に、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
9. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売サービスを提供する。
10. 従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
11. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
12. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社八神製作所と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。